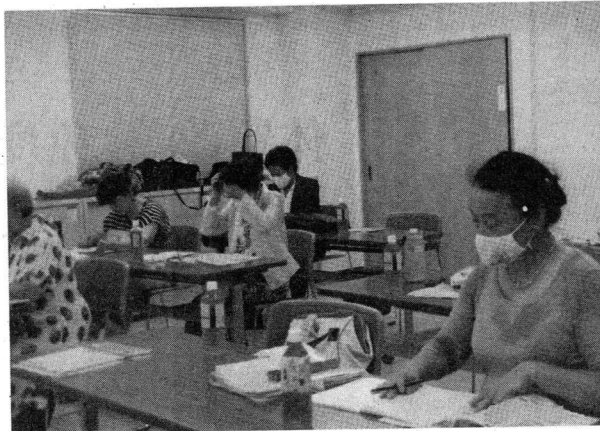


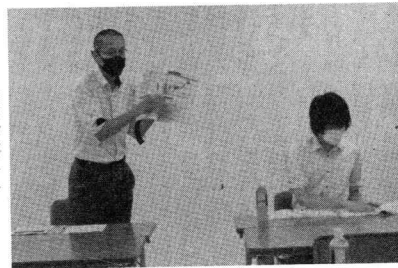
「独占禁止法」と「景品表示法」

公正取引委員会消費者セミナー

自由な競争、賢い商品選択



セミナーに参加した会員のみなさん



講師のお二人

ウソや誇大な広告を防ぐ

9月2日(水)、大阪府堺市堺区本福社会館にて、公正取引委員会事務局総務近畿中国四国事務所取引第一課長吉岡徹さんと、中川涼太さんを講師に「独占禁止法と景品表示法」についての消費者セミナーが開かれ、日本主婦連合会会員10名が参加しました。

講師お二人は、雨が降るやよこしい天気の中、駆けつけて下さり、良く通る声だからとマイクを使わずにお話頂きました。

公正取引委員会は、市場経済のルールが守られるよう違法行為を取り締まり、監視する「市場の番人」と言われる内閣府の行政機関です。

独占禁止法の目的は「独占禁止法の目的は、競争をやめようとする「カルテル」「入札談合」②企業

「公正かつ自由競争を促進し、事業者が自主的な判断で、自由に活動できるようにすること」で、消費者としては、購入先、品質、価格の選択の幅が広がります。

独占禁止法で取り締まられる行為として、①企業同士が話し合って競争をやめようとする「カルテル」「入札談合」②企業

が市場を独占して新規企業を入れない「私的独占」③再販売価格の拘束や優越的地位の乱用などの「不正な取引方法」④企業合併や買収による独占形成など「競争制限的な企業結合」があります。

実際にあった違反例を挙げて説明して戴きました。

景品表示法とは、消費者として「より良い商品で、より安く買いたい」との気持ちで選択する自由な取引を、本来の目的外のツールで惹きつけた目先の価格を下げたりして惑わすこと。

高い物の金額に見合わない高額の景品をつけて客を誘き寄せたり、ウソの広告や誇大広告をすることによって誤解させ騙すことを景品表示法で禁止しています。一般に企業からの情報を基に公正取引委員会が調査を行います。消費者庁が出来ることは、公正取引委員会が調査のみを行い、景品表示法の最終判断は消費者庁が下すそうです。



公正マーク・会員証は、安心ショッピングの目印



質問の時間に、アマゾンや、ヤフーなどのオンラインサイトで、サイト側が、送料は出品者持ちとして「送料を無料にする」と一方的に公表したことは、4つの禁止事項のどれにも当たるのに、なぜ違反として取り

締まらないのかとの質問がありました。

下を向いて答え辛そうにしておられたが、後日、アマゾンに取引業者に送料分の返金を言いました。

渡されたり、ヤフーが2千円以上の購入から送料が割り引かれるなどの二ユースがあり、取り締まり対象として頑張っておられたのだと思います。

次は企業、消費者、行政の三者に分かれて模擬対話などして理解を深めたいとの提案がありました。